

令和 2 年度厚生労働科学研究補助金  
(地域医療基盤開発推進研究事業)  
分担研究年度終了報告書

「コロナ禍における医療紛争・訴訟および医療事故調査委員会における  
ウェブ会議システムの利用に関する課題」

研究分担者 畑中 綾子 (東京大学未来ビジョン研究センター  
／尚美学園大学総合政策学部)

研究要旨

2020 年度は世界中がコロナ一色の年となった。これまで対面が当たり前であった会議や委員会、裁判といった公的な場も方針変更を余儀なくされた。当初は、通信環境の不備や、不慣れな操作による混乱もあったものの、そのような環境ではほぼ 1 年が経つとオンライン会議による通勤や移動時間の削減による効率的な時間運用や、遠方の専門家や委員との気軽なやりとりが可能などのメリットも見えてきた。

但し、シンポジウムや報告会のようなイベントではなく、討論・議論の場で参加者が十分にコミュニケーションを図り、合意形成に向けていくような過程においては、どこまでオンライン上のシステムを活用できるか、は未知である。とくに、医療紛争・訴訟や医療事故調査委員会では、医療情報というセンシティブ情報を扱う際のウェブ会議システムの利用に向けた現状の課題を検討しなければならない。

民事裁判手続きにオンラインを導入し運用の効率化を図ろうとの動きは、コロナ禍が認識されるより以前より政府内で検討されていた。2020 年 2 月より、東京、千葉などの 9 か所の地方裁判所でウェブ会議システムによる争点整理手続きが開始され、2020 年 12 月には全国 50 か所の地方裁判所で同システムが導入された。当初は否定的な意見もあったが、在宅ワークの推奨に後押しされる形で、利用件数は増えてきている。その結果、対面と変わらないやり取りが可能であることや、関係者の移動時間がなく期日指定がやりやすくなり裁判の迅速化を後押しするとの肯定的な意見がある。その一方で、本人確認の問題や、画面以外で誰が聞いているか不明といった課題や、ウェブ会議システムでは現在非公開となるため、裁判の公開が保障されないなどの問題も起きている。

本研究では、医事関係訴訟手続きにウェブ会議システムが導入されることで、現在民事訴訟手続きで指摘されているメリット・デメリットの論点に加えて、診療録や検査画像などが画面共有されることによる情報セキュリティ上の課題がないかという点に言及した。

また同様のことは医療事故調査委員会でも起きていると考えられるが、対面での実施は外部委員の移動制限などの別の問題がありうる。

A. 研究目的

2020 年度は世界中がコロナ一色の年となった。緊急事態宣言による小中高等学校

の休校、在宅ワークの促進、オンライン会議の推奨で、これまで対面が当たり前であった会議や委員会、裁判といった公的な場

も方針変更を余儀なくされた。当初は、通信環境の不備や、不慣れな操作による混乱もあったものの、そのような状況がほぼ1年続くと、オンライン会議による通勤や移動時間の削減による効率的な時間運用が可能となることや、遠方の専門家や委員との気軽な接触によりむしろコミュニケーションの頻度が上がる場合や、画面共有による情報シェアの気軽さや顔の見える関係などのメリットも見えてきた。

但し、シンポジウムや報告会のようなイベントではなく、討論・議論の場で参加者が十分にコミュニケーションを図り、合意形成に向けていくような過程においては、どこまでオンライン上のウェブ会議システムを活用できるか、は未知である。本研究段階においては、十分に情報は集まらなかったが、コロナ禍における医療事故調査委員会や医療紛争・訴訟におけるオンラインウェブ会議システムの利用に向け、どのような課題があるのかをできる範囲で明らかにする必要が今後の新しい日常の中では必要と考え、この点を調査・整理することを目的とした。

## B. 研究方法

検索キーワードによる新聞記事や論文の検索、政府の委員会報告書等についてHP等での情報にアクセスし、また、法学研究者、医療安全にかかわる研究班メンバーでの研究会での議論を行い、挙げられた課題を整理してまとめた。

### (倫理面への配慮)

基本的には公知の情報を扱っているため、倫理面での問題は少ない。但し、調査の過程で偶然に得た個人情報などについては、報告書その他の公表において個人が特定で

きないようにし、守秘を尽す。

## C. 検討結果

民事裁判手続きでのウェブ会議システムの利用はコロナ禍において進みつつある。2020年12月の1か月間で民事裁判でウェブ会議システムが利用された件数は全国で5,600件となり、今後も拡大していくと考えられる。その内訳として医療関係訴訟でのウェブ会議システムがどの程度利用されているか、の具体的な数字は現時点では明らかではない。

本人確認や当事者の表情や雰囲気など画面越しでは分かりづらいという問題、情報通信環境の不備や機器に不慣れな世代等への配慮などの課題などの一般的な課題に加え、患者のカルテ情報やその他センシティブ情報をオンラインで示すことによる情報セキュリティ上の課題が懸念される。また、同様のことは病院内での医療事故調査委員会などの委員会開催にも同じような問題があると考えられる。

## D. 検討

### 1. 裁判手続きのオンライン化の動き

#### (1) 民事司法制度改革

裁判手続きにオンラインを導入しようとの動きは、コロナ禍が認識されるより以前より政府内で検討されていた。

従来の民事裁判手続きは、書面で行うことが基本であったため、①訴状の窓口への持参や郵送に時間や手間がかかること、②争点整理の段階で電話会議等は認められているが、一方当事者の裁判所への出頭は必要とされるが、実際には期日によっては双方当事者とも出頭の必要がないこともあり、遠方の裁判所の場合には往復するだけで1日かかり、期日調整が困難といった問題が

あった。証人尋問も電話会議が利用できるのが遠隔地に居住していることに限定されており、年齢や心身の状態も含めた証人に対する柔軟な対応ができないことが問題であったこと、④判決文の当事者への送達も紙媒体への署名捺印が必要なため時間がかかる、⑤判決文の閲覧・謄写も判決文が保管されている裁判所に出向く必要があり、オンライン上での確認が可能にならないかといった点である（内閣官房「裁判手続等のIT化検討会」2018年3月資料1より<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai10/siryoul.pdf>）。本検討会のとりまとめの中で、「利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面IT化』を目指す」とされ、訴状等の書面の提出についても、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、「電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していくこと」が望ましいと指摘された。

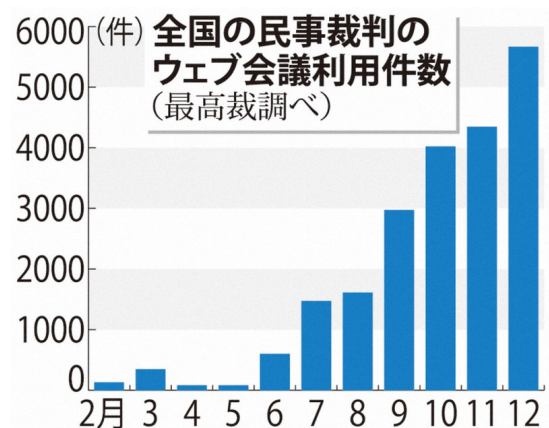
これら課題を受け、2020年3月に民事裁判手続きの全面的なオンライン化などを盛り込んだ民事司法制度改革の最終案がまとめられた。まずは、訴訟の代理人弁護士に裁判関係書類のオンラインでの提出を義務付けること、最終的には口頭弁論や記録閲覧などのIT（情報技術）化を実現する方針であること、2022年の民事訴訟法改正をめざすことが記された（『民事司法制度改革会議最終案本文』（2020年3月10日）。

## （2）ウェブ会議システムによる民事裁判の取り組み

前述の「民事司法制度改革」の最終報告が出される少し前の2020（令和2）年2月3日から、知的財産高等裁判所や東京、大阪、名古屋などの全国9か所

の地方裁判所等、現行法の下で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始された。マイクロソフト社のビデオ会議システム Teams を導入する。2020年12月14日には全国で37地方裁判所でのウェブ会議等の争点整理の運用が開始し、先に運用が開始された裁判所を合わせると全国50庁の民事部において運用が開始された（最高裁判所HP:トピックス「全国の地方裁判所本庁でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を開始しました。」）

2021年2月でウェブ会議導入から1年が経過し、会議の利用件数は2020年12月の1ヶ月では5,600件あまりに拡大した（最高裁調べ）。



毎日新聞（毎日新聞「民事裁判に「ウェブ会議」導入1年で見えた効果と形骸化への懸念」2021年2月3日<https://mainichi.jp/articles/20210203/k00/00m/040/198000c>）

毎日新聞によれば、「対面の会議と同じように表情や反応を確かめながらやり取りできるようになった。うなずいているか、首をかしげているか。画面越しでも理解度が分かり、共通認識を得やすい」「交通事故などの訴訟で、図面やドライブレコーダー

の映像を当事者と一緒に見ながらの会話が可能となり、どの場面で誰がどんな行動をしたのかなどの認識を共有できるようになったため、主張の行き違いがなくなった」などの利用している裁判官から好意的な意見があり、代理人弁護士からも「移動時間がかからないので、裁判の期日が入れやすくなった」と、訴訟の迅速化への手ごたえが示された。その一方で、画面に見えないところで誰がいるか分からなため、本人訴訟において本人以外の参加がないか、弁護士資格のない者がアドバイスをしていないかなどの問題も指摘される。この本人確認の問題については、現状「冒頭で書記官がどこから接続し、誰がその場にいるのかを確認」という対応をとっているようであるが、お互いに信頼するしか手立てはない。

### (3) 裁判の公開との関係

内閣官房「裁判手続等のIT化検討会」とりまとめ(2018年3月)によれば、民事裁判手続のIT化を3つのフェーズを経て実現することとし、現在のフェーズ1では、現行法をもとにした争点整理手続を中心に利用される。具体的には、弁論準備手続(民訴法168条・170条3項)、進行協議期日(民訴規則95条・96条1項)、さらに、当事者双方が裁判所に出頭せずに争点整理を行う場合として、書面による準備手続(民訴法176条)も同様である。書面による準備手続では、和解や人証調べを行うことはできないなどの制約がある。ただし、成立前の和解の協議は、書面による準備手続としてウェブ会議でも許容されるとする(日弁連新聞第545号「民事裁判手続のIT化の検討状況・2020年2月、ウェブを活用した争点整理を開始」

<https://www.nichibenren.or.jp/document/>

[newspaper/year/2019/545.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/newspaper/year/2019/545.html))。

現在ウェブ会議システムを使った裁判手続は非公開であるのに対し、今後民事訴訟法し、通常公開の場で行われている口頭弁論での導入などが検討されるにあたり、憲法82条の裁判の公開との関係が問題となる。また、現状ウェブ会議が認められている争点整理について、非公開で争点整理を行うか、公開の法廷で弁論を行うかは裁判官が決めるが、会社員の自殺を巡る損害賠償で原告遺族が「傍聴人が多く、社会的関心もある。できる限り公開の法廷で裁判を進めてほしい」と反対し、公開の法廷を利用が選ばれることもあり(前述毎日新聞の記事より)、遺族の怒りや悲しみは対面でない伝わらないなどのウェブ会議システムの導入に懸念も示されている。

2020年11月の仙台地裁の委員会で「争点整理手続きにおいてウェブ会議システムを利用している割合は、感覚的には8割から9割程度」(仙台地方裁判所委員会(第37回令和2年11月16日開催)議事概要:裁判所HPより)との発言もある。その一方で、弁護士会主催の無料法律相談に関してであるが「ウェブ会議ツールや電話を通じた相談では、資料のやりとりができないため、核心に迫りづらいと感ずることもあり…、面と向かって話すことの大切さを改めて感じている」との発言もある(高知家庭裁判所委員会第33回令和2年10月22日開催:)。ウェブ会議システムの利用の利便性と、対面による肌感覚、非言語的な情報収集という利点との折り合いをつけるかが問題となる。また、裁判の公開という面では、裁判のインターネット上での傍聴など、将来的実現をどのように考えていくかも問題となろう。

## 2. 医療紛争・訴訟や医療事故調査委員会におけるウェブ会議システムの導入

### (1) 医療紛争・訴訟におけるウェブ会議システムの導入

数は明らかではないが、医事関係訴訟であることを理由にウェブ会議システムを拒否することは考えられず、医事関係訴訟でのウェブ会議システムの利用もそれなりの数があるものと考えられる。

### (2) 医療事故調査委員会のウェブ会議システム導入の課題

医療事故調査委員会の開催にあたり、医療者の多くは現場に出勤しており実施しようと思えば、対面での会議開催が可能となるが、感染拡大防止の観点から院内でのスタッフの接触が制限され一堂に会することが困難な状況があったと予想される。また、外部委員の都道府県を超えての移動制限や、病院等での関係者以外の入構制限などもあり、ウェブ会議システムを全面的あるいは対面とのハイブリッド型での開催が検討されたと考えられる。しかし、委員会において、カルテや診断画像をウェブ会議システム上に投影することについて情報セキュリティ上の問題がないかや、それらを電子記録としてタブレット端末等に入れて郵送することについても情報の安全面の問題があると考えられる。また、機密情報について委員側での無断での録音や委員以外の第三者が画面から見えないところで聞いている可能性などの点で守秘義務が守られるのかといった問題点が指摘できる。

この点、労働安全衛生法上の安全委員会等がコロナ禍において開催されない状況への対応として、デジタルツール等情報通信機器を利用した安全委員会の開催に向けた通知（「情報通信機器を用いた労働安全衛生法

第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」令和2年8月27日厚生労働省労働基準局長）を出している。医療事故調査委員会等の開催において、このような通知はなく、各医療機関の判断に委ねられていると考えられ、情報セキュリティ上の問題からウェブ会議システムの利用を躊躇する医療機関や、対面開催における外部委員の移動制限で委員会開催が延期されるケースがあるのではないかと想像できる。

## E. 結論

裁判手続では法廷に出頭し、その場で直接話を聞くこと、直接主義、口頭主義を基本原則としてきた。しかし、2020年2月頃からコロナ禍において基本原則を実行することが困難となった。それ以前より裁判手続きの迅速化や効率化を目指したIT化が検討され、その一つとしてウェブ会議システムを導入が開始された。奇しくもコロナ禍の拡大と同時期に導入が試みられたことで、これを機にウェブ会議システムの導入に前向きとなった関係者は相当数に上ると考えられる。

医療事故調査委員会の開催や関係者の事情聴取もこれまでは対面だからこそ、相手の表情を観察し、委員同士の本音をぶつけあうことができ、これが当然の前提であった。しかし、多忙な医療者間はもちろん、外部委員との日程調整が難航するなどによって委員会開催が困難で事故調査報告までに時間がかかることもあった（医療事故調査・支援センター「2019年年報」14頁、2020年3月）。

そこで、医療事故調査委員会にもウェブ会議システムの全面、あるいは対面とのハイブリッドでの導入の検討がなされたと考え

えられる。但し、このときにカルテや診断画像をウェブ会議システム上に投影できるかや、機密情報についての無断での録音や委員以外が聞いている可能性は否定できずこの点で守秘義務がきちんと守られるのかといった問題点があり、緊急事態宣言下では委員会の開催を止めざるを得ないこともあったと考えられる。

ウェブ会議システムのもつ効率的な運用のメリットを生かしながら、情報セキュリティ等との問題とバランスを図ることがコロナ収束後においても試されるのではないだろうか。

#### 【参考文献】

本文中に記載

F. 発表

特になし

G. 知的所有権の取得状況

(予定を含む。)

1. 特許取得 特になし
2. 実用新案登録 特になし
3. その他 特になし